

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月13日
【四半期会計期間】	第2期第3四半期（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）
【会社名】	株式会社コネクトホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO） 堀口 利美
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目1番24号
【電話番号】	（03）3796-0650（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理本部長 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目1番24号
【電話番号】	（03）3796-0650（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理本部長 長倉 統己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第3四半期 連結累計期間	第2期 第3四半期 連結累計期間	第1期
会計期間	自平成22年9月1日 至平成23年5月31日	自平成23年9月1日 至平成24年5月31日	自平成22年9月1日 至平成23年8月31日
売上高 (千円)	441,522	1,389,878	893,531
経常損失 () (千円)	257,983	93,267	423,023
四半期(当期)純損失 () (千円)	268,294	94,259	438,398
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	267,679	95,178	437,625
純資産額 (千円)	91,959	149,834	242,013
総資産額 (千円)	680,700	752,928	839,148
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	19.21	2.00	15.67
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	13.5	19.5	28.8

回次	第1期 第3四半期 連結会計期間	第2期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成24年3月1日 至平成24年5月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	3.90	0.07

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第1期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

5. 第1期第3四半期連結累計期間及び第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社コネクトテクノロジーズの財務諸表を引き継いで作成しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは、株式会社ゲットバック・エンタテインメントの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴い、エンタテインメント事業から撤退しております。

なお、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「当第3四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループは、リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、あるいは発生した場合の適切な対応に努める所存であります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスク、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

「継続企業の前提に関する事項」について

当社グループは、前連結会計年度において353百万円、当第3四半期連結累計期間において120百万円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスも継続していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況の解消を図るべく、平成23年3月1日付での株式移転による持株会社体制への移行後の積極的な事業展開により対策を講じておりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社事業に支障を来す可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

- (1) 当社は、平成24年3月6日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式譲渡契約を締結し、当社の連結子会社である株式会社ゲットバック・エンタテインメントの全株式を同社代表取締役兼当社取締役赤尾泰明に譲渡いたしました。
- (2) 当社は、平成23年12月26日開催の取締役会決議に基づき、平成24年3月1日付で合併契約を締結し、当社の連結子会社である株式会社ガットと株式会社S B Yの合併を実施いたしました。
詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州諸国を発端とする財政問題や急激な円高の進行等により、不安定な雇用情勢や設備投資の抑制など、回復力の乏しい状態で推移しました。また、国内経済は、東日本大震災による生産や調達への支障、その後の電力不足の影響から徐々に立ち直りつつあるものの、厳しい雇用環境や資源価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、長引く景気低迷から、消費者の購買意欲も改善の兆しが見えておりません。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、ソーシャルアプリの市場が急拡大している他、iPadやiPhone、Android端末等スマートフォンの普及が本格化してきており、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化している中で、サービス提供事業者間の競争激化による淘汰が進んでいる状況にあります。

このような環境の中、当第3四半期連結累計期間におきましては、収益基盤としての重点事業を株式会社S B Yにおける小売・物販及び企画プロデュース事業と位置付け当該事業の拡大を展開し、株式会社コネクテクノロジーズにおけるシステムソリューション事業及び環境エネルギー事業は販売管理費等の削減により収支均衡となることを最重要課題として進めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,389百万円（前年同四半期比214.8%増）、経常損失は93百万円（前年同四半期は経常損失257百万円）、四半期純損失は94百万円（前年同四半期は四半期純損失268百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、セグメントごとの前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

システムソリューション事業

システムソリューション事業につきましては、顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築、携帯電話向けソフトウェアの検証請負等ソリューションを提供、また、エンドユーザーに向けての直接通信サービスの提供、自社コンテンツによる課金サービス等を展開する事業で、株式会社コネクテクノロジーズ創業からの既存事業として、同社において展開しております。

当事業につきましては引き続き、稼働率の向上や効率的な開発体制の構築に取り組んでおります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は88百万円（前年同四半期比54.1%減）、営業損失は86百万円（前年同四半期は営業損失64百万円）となりました。

環境エネルギー事業

環境エネルギー事業につきましては、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理（見える化）サービスを行う事業で、新たな事業基盤としての安定した収益基盤とさせるべく、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて展開しております。

しかしながら、当事業につきましては、リース・レンタル・ファンド資金の導入における金融機関等との協議が大幅に遅れ、事業計画の見直しが必要となっております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は計上は0百万円、営業損失は7百万円となりました。

物販事業

物販事業につきましては、Eコマースの展開を機軸に既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販及び企画プロデュースを、株式会社SBYにおいて展開しております。

当事業につきましては、当社グループにおける収益の要となっており、引き続き、高収益体制の構築に取り組んでおります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は1,286百万円（前年同四半期比426.5%増）、営業利益は134百万円（前年同四半期は営業利益42百万円）となりました。

エンタテインメント事業

エンタテインメント事業につきましては、映像・音楽などのコンテンツの制作ならびにプロダクション業務を株式会社ゲットバック・エンタテインメントにおいて展開しておりましたが、平成24年3月6日付けで同社全株式を譲渡したことにより、当事業から撤退しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は23百万円（前年同四半期比359.1%増）、営業損失は10百万円（前年同四半期は営業損失3百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末から86百万円減少し、752百万円となりました。これは現金及び預金が52百万円減少したことなどによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末から5百万円増加し、603百万円となりました。これは有利子負債が91百万円、買掛金が13百万円、その他負債が10百万円それぞれ増加する一方、未払金が109百万円減少したことなどによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末から92百万円減少し、149百万円となりました。これは利益剰余金が94百万円減少したことなどによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、0百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するための対応策

当社グループは、前連結会計年度において353百万円、当第3四半期連結累計期間において120百万円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスも継続していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、当社グループ戦略の再構築を進めてまいりました。

具体的には総合ITソリューションカンパニーとしてのグループの枠組みは継続しつつも、収益基盤としての重点事業を株式会社S B Yにおける小売・物販及び企画プロデュース事業と位置付け、株式会社コネクテクノロジーズにおけるシステムソリューション事業及び環境エネルギー事業は販売管理費等の削減により収支均衡となることを最重要課題として進めてまいりました。

また、株式会社ゲットバック・エンタテインメントの全株式を譲渡し、当第3四半期連結会計期間よりエンタテインメント事業からは撤退しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間の営業損失は21百万円（前第3四半期連結会計期間の営業損失は48百万円）、経常損失は11百万円（前第3四半期連結会計期間の経常損失は57百万円）と大幅に損失額は減少しております。

さらに、当第3四半期連結累計期間における物販事業（株式会社S B Y）のセグメント利益は134百万円と持株会社（グループ経営管理）である株式会社コネクホールディングスのコストを充当できるところまでできております。

第4四半期連結会計期間以降においては、株式会社コネクテクノロジーズにおけるいっそうのコスト削減を進め、当社グループとしての黒字化を確実なものとするに加え、更なる収益の拡大を図るために、これまで抑制していた株式会社S B Yにおける販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資が必要であると考えております。

また、これまでの営業キャッシュ・フローにおける不足分を充当するために行ってまいりました当社取締役からの借入金の返済資金確保のための資金調達も必要であると考え、平成24年5月28日にBrilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）を割当先として、総額303百万円の新株予約権を割り当て、財務体質の健全化を図っております。

これらを踏まえ、当社グループの更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、全社をあげての黒字体質への転換を図ってまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,000,000
計	184,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,204,224	47,598,958	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	47,204,224	47,598,958	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年5月11日
新株予約権の数	120個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	(注)1、4、10
新株予約権の行使時の払込金額	(注)11
新株予約権の行使期間	平成24年5月28日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)13
新株予約権の行使の条件	(注)16
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものであります。 なお、本新株予約権の総額買受契約により、割当先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものであります。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

なお、株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法：

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」(1) の出資額を「11. 新株予約権の行使時の払込金額」(1) の行使価額で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

2. 行使価額の修正基準及び修正頻度：

本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日（以下、「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む、以下同じ。）のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。）の株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切捨て、以下、「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」(3) で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」(3) による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」(3) による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

3. 行使価額の当初行使価額、上限行使価額、下限行使価額：

当初行使価額 55円

上限行使価額 当初行使価額の150%に相当する金額（82円）

下限行使価額 当初行使価額の70%に相当する金額（38円）

（いずれも「11. 新株予約権の行使時の払込金額」に記載のとおり修正又は調整されることがある。）

4. 割当株式数の当初、上限、下限：

当初行使価額 5,454,480株（発行済株式総数に対する割合は11.56%）

上限 7,894,680株（発行済株式総数に対する割合は16.72%）

下限 3,658,440株（発行済株式総数に対する割合は7.75%）

（「10. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。）

5. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の行使制限する条項が設けられている（詳細は、「16. 新株予約権の行使の条件」を参照）。

6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

303,000,000円（本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。）

7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の一部又は全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、「17. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

8. 本新株予約権者の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、当社は、本新株予約権 1 個あたり25,000円の価額で、本新株予約権者の請求にかかる本新株予約権を取得する義務を負うとする条項が設けられている。（詳細については「17. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」(3)参照）

9. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式（完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。）

10. 新株予約権の目的となる株式の数

交付株式数は、2,500,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（別記「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（1）に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金額を行使価額で除して得られる最大整数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、出資金額を下限行使価額で除して得られる最大整数に、本新株予約権の総数を乗じた金額となる。ただし、別記「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

11. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、55円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（2）及び（3）の規定に従って修正又は調整されるものとする。

(2) 行使価額の修正

平成24年5月28日（割当日）以降の決定日の翌取引日以降、決定日の取引所における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の基準価格を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、下限行使価額を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、上限行使価額を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

「11. 新株予約権の行使時の払込金額」（3）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}$$

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)の規定にかかわらず、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に従った調整を行うものとする。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権権者に通知する。但し、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)

に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、「11.新株予約権の行使時の払込金額」(3)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

303,000,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、2,525,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「14.新株予約権の行使期間」に定める権利行使最終期日)において「新株予約権の目的となる株式の数」欄にて定義した株式数で除した金額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

14. 新株予約権の行使期間

平成24年5月28日から平成26年5月27日までとする。

15. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所

株式会社コネクトホールディングス 経営管理本部
東京都港区六本木六丁目1番24号

(2) 新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店
東京都港区南青山五丁目1番22号

16. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能となる。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はないものとする。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能とする。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことを可能とする。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除を可能とする。

(4)取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、各割当先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)。

17. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

18. 当該行使価額修正条項付新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

当社が割当先との間で締結した第三者割当契約(以下「総額買受契約」という。)には、下記の内容の条項が含まれている。

割当先は、発行価額の割り当てられた総額金3,000,000円(以下、「割当発行価額総額」という。)を、本新株予約権の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成24年5月28日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料(リフティングチャージ)等は当社が負担するものとする。なお、当社が払込金受領後、事情の如何を問わず本新株予約権が割当日に割当先に割り当てられなかった場合、当社は割当発行価額総額の全額を速やかに割当先に返還するものとする。

(1)当社は、割当日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間（以下、「行使停止期間」という。）を指定（以下、「停止指定」という。）することができる。停止指定を行うための手続きは、当社が、行使停止期間の初日及び末日並びに行使してはならない本新株予約権の個数を記載した通知書（以下、「停止指定通知書」という。）を作成し、これに記名捺印したうえで、行使停止期間の初日直前の10取引日（取引所において発行会社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）前までに割当先に対し交付することを要する。なお、当社は、割当先に対し、書面で通知することにより、停止指定を取り消すことができる。かかる取消しは、割当先が当社から当該通知を受領したときに効力を生じるものとする。

また、本規定にかかわらず、割当先は、行使請求期間の最終一ヶ月間（平成26年4月28日から平成26年5月27日までの間）、自己の裁量により本新株予約権を行使することができる。但し、上記期間が経過する前に行使請求期間が終了した場合には、本条に定める割当先の権利は、かかる終了の時をもって効力を失う。

(2)当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（MSCB等を含むがストックオプションは除く）又は新株予約権付社債（MSCB等を含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、割当先毎に30個以上の本新株予約権が残存する限り、事前の報告を行うものとする。

19. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する取決めの内容

割当先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

20. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

該当事項はありません。

21. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成24年3月1日～ 平成24年5月31日	-	47,204,224	-	230,000	-	220,000

（注）平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が394,734株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,575千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,203,800	472,038	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 424	-	-
発行済株式総数	47,204,224	-	-
総株主の議決権	-	472,038	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数103個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	小澤 是昭	平成24年3月31日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社コネクテクノロジーズの財務諸表を引き継いで作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年9月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、北摂監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	86,668	34,604
受取手形及び売掛金	92,380	73,047
商品及び製品	113,188	121,866
仕掛品	10,075	7,241
未収入金	53,439	52,215
その他	59,641	60,656
貸倒引当金	24,790	25,729
流動資産合計	390,603	323,902
固定資産		
有形固定資産	59,706	62,776
無形固定資産		
のれん	172,523	153,799
リース資産	10,002	8,173
その他	27,370	22,695
無形固定資産合計	209,897	184,668
投資その他の資産		
投資有価証券	122,368	117,064
長期未収入金	145,909	142,979
長期貸付金	30,000	33,793
敷金及び保証金	54,263	58,255
その他	2,309	2,489
貸倒引当金	175,909	173,001
投資その他の資産合計	178,941	181,580
固定資産合計	448,545	429,026
資産合計	839,148	752,928
負債の部		
流動負債		
買掛金	67,888	80,893
短期借入金	172,612	254,000
1年内返済予定の長期借入金	34,527	45,684
未払金	179,295	69,591
リース債務	2,431	2,514
未払法人税等	967	2,113
その他	33,211	43,182
流動負債合計	490,933	497,980
固定負債		
長期借入金	96,278	96,736
リース債務	8,274	6,378
繰延税金負債	649	-
その他	1,000	2,000
固定負債合計	106,202	105,114
負債合計	597,135	603,094

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	230,000	230,000
資本剰余金	7,529,231	7,529,231
利益剰余金	7,518,138	7,612,397
株主資本合計	241,093	146,834
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	919	-
その他の包括利益累計額合計	919	-
新株予約権	-	3,000
純資産合計	242,013	149,834
負債純資産合計	839,148	752,928

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
売上高	441,522	1,389,878
売上原価	186,658	631,942
売上総利益	254,863	757,936
販売費及び一般管理費	481,562	878,307
営業損失()	226,698	120,371
営業外収益		
受取利息	229	582
貸倒引当金戻入額	-	521
為替差益	-	1,398
出向負担金収入	4,182	26,853
消費税免除益	-	10,169
雑収入	1,083	2,579
営業外収益合計	5,495	42,105
営業外費用		
支払利息	3,687	10,343
貸倒引当金繰入額	8,266	22
支払手数料	20,825	3,373
社債利息	1,840	-
その他	2,161	1,262
営業外費用合計	36,780	15,001
経常損失()	257,983	93,267
特別利益		
投資有価証券売却益	3,999	770
関係会社株式売却益	-	12,195
貸倒引当金戻入額	288	-
特別利益合計	4,287	12,966
特別損失		
固定資産除却損	516	-
貸倒引当金繰入額	86	-
減損損失	4,063	8,496
投資有価証券評価損	-	3,280
特別退職金	3,950	-
事務所移転費用	3,021	-
特別損失合計	11,638	11,777
税金等調整前四半期純損失()	265,334	92,078
法人税等	2,959	2,180
少数株主損益調整前四半期純損失()	268,294	94,259
四半期純損失()	268,294	94,259

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	268,294	94,259
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	614	919
その他の包括利益合計	614	919
四半期包括利益	267,679	95,178
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	267,679	95,178
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年5月31日)

当社グループは、前連結会計年度において353,913千円、当第3四半期連結累計期間において120,371千円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスも継続していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、当社グループ戦略の再構築を進めてまいりました。

具体的には総合ITソリューションカンパニーとしてのグループの枠組みは継続しつつも、収益基盤としての重点事業を株式会社S B Yにおける小売・物販及び企画プロデュース事業と位置付け、株式会社コネクトテクノロジーズにおけるシステムソリューション事業及び環境エネルギー事業は販売管理費等の削減により収支均衡となることを最重要課題として進めてまいりました。

また、株式会社ゲットバック・エンタテインメントの全株式を譲渡し、当第3四半期連結会計期間よりエンタテインメント事業からは撤退しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間の営業損失は21,144千円（前第3四半期連結会計期間の営業損失は48,110千円）、経常損失は11,251千円（前第3四半期連結会計期間の経常損失は57,752千円）と大幅に損失額は減少しております。

さらに、当第3四半期連結累計期間における物販事業（株式会社S B Y）のセグメント利益は134,516千円と持株会社（グループ経営管理）である株式会社コネクトホールディングスのコストを充当できるところまでできております。

第4四半期連結会計期間以降においては、株式会社コネクトテクノロジーズにおけるいっそうのコスト削減を進め、当社グループとしての黒字化を確実なものとするに加え、更なる収益の拡大を図るために、これまで抑制していた株式会社S B Yにおける販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資が必要であると考えております。

また、これまでの営業キャッシュ・フローにおける不足分を充当するために行ってまいりました当社取締役からの借入金の返済資金確保のための資金調達も必要であると考え、平成24年5月28日にBrilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）を割当先として、総額303,000千円の新株予約権を割り当て、財務体質の健全化を図っております。

これらを踏まえ、当社グループの更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、全社をあげての黒字体質への転換を図ってまいります。

しかし、これらの対応策のうち、今後における戦略的かつ機動的な事業展開における売上高の確保及び新株予約権の行使による資金調達は外部環境要因に依存する部分も大きく、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年9月1日
至平成24年5月31日)

連結の範囲の重要な変更

当社の連結子会社でありました株式会社ゲットバック・エンタテインメントは、全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社でありました株式会社ガットと株式会社S B Yは、株式会社ガットを存続会社とする吸収合併をいたしました。連結子会社同士の合併のため、実質的な連結の範囲に変更はありませんが、連結子会社の数は1社減少しております。なお、存続会社の名称は、商号変更により株式会社S B Yとしております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益又は当期純損失()に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益又は四半期純損失()に見積実効税率を乗じております。但し、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響)	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。この税率変更による未払法人税等及び法人税等の金額に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
受取手形割引高 1,028千円	受取手形割引高 14,487千円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
減価償却費 9,510千円	減価償却費 22,922千円
のれんの償却額 4,131	のれんの償却額 28,724

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成23年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年3月1日付で単独株式移転により設立されました。設立日における資本金は10,000千円、資本剰余金は7,309,231千円であります。なお、設立後、当第3四半期連結会計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の一部行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ60,000千円増加しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が70,000千円、資本剰余金が7,369,231千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成23年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	システムソリューション事業	環境エネルギー事業	物販事業	エンタテインメント事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	191,981	-	244,395	5,145	441,522	-	441,522
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	191,981	-	244,395	5,145	441,522	-	441,522
セグメント利益又はセ グメント損失()	64,321	-	42,932	3,327	24,716	201,982	226,698

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 201,982千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 201,982千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年9月1日至平成24年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1, 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	システムソリューション事業	環境エネルギー事業	物販事業	エンタテインメント事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	77,077	469	1,286,623	23,621	1,387,792	2,085	1,389,878
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,053	-	-	-	11,053	11,053	-
計	88,131	469	1,286,623	23,621	1,398,846	8,968	1,389,878
セグメント利益又はセ グメント損失()	86,113	7,643	134,516	10,203	30,556	150,927	120,371

(注) 1. 外部顧客への売上高の調整額2,085千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 150,927千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 139,874千円及びセグメント間取引消去11,053千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間から、前連結会計年度における単独株式移転による持株会社体制移行後の事業再編を踏まえ、経営管理の実態を適正に継続表示するため、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。

その結果、当連結会計年度より、「システムソリューション事業」、「環境エネルギー事業」、「物販事業」、「エンタテインメント事業」の4つを報告セグメントといたしました。

各報告セグメントの事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	会社名
システムソリューション事業	主に、携帯電話を利用したサービスを実現するためのシステム開発、サーバ構築、運用等のソリューションを展開しております。	株式会社コネクトテクノロジー
環境エネルギー事業	主に、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理（見える化）を展開しております。	株式会社コネクトテクノロジー
物販事業	主に、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャスティング業務を展開しております。	株式会社S B Y
エンタテインメント事業	主に、映像・音楽などのコンテンツの制作ならびにプロダクション業務を展開しております。	株式会社ゲットバック・エンタテインメント

前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について、変更後の区分表示により作成した報告セグメントごとの売上高及びセグメント利益の金額に関する情報は、「前第3四半期連結累計期間（自平成22年9月1日至平成23年5月31日）」に記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「システムソリューション事業」セグメントにおいて、収支計画の見直しを行った結果、減損損失を認識いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において8,496千円であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

(共通支配下の取引等)

連結子会社同士の合併

1. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

イ. 結合企業

名称 株式会社ガット

事業の内容 服飾品製造販売

ロ. 被結合企業

名称 株式会社S B Y

事業の内容 雑貨小売・企画制作

(2) 企業結合日

平成24年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ガットを存続会社、株式会社S B Yを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社S B Y (株式会社ガットから商号変更)

(5) 取引の目的を含む取引の概要

グループ全体の収益向上策として、長年の営業によって培ってきた業績があり、地場の金融機関との取引も長年にわたることから信用力はあるが債務超過である株式会社ガットと、若者向け大手商業施設に出店するなどし、女性若年層に圧倒的な知名度、ブランド力があるものの業歴が浅い株式会社S B Yを平成24年3月1日付で合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額	19.21円	2.00円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	268,294	94,259
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	268,294	94,259
普通株式の期中平均株式数(株)	13,966,130	47,204,224

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年5月31日)

(多額な資金の借入)

当社の連結子会社である株式会社コネクテクノロジーズは、以下のとおり借入を実行いたしました。

(1)資金使途

借入金の返済及び当社の連結子会社である株式会社S B Yにおける販売促進費等

(2)借入先の名称

佐藤辰夫

(3)借入金額

100,000千円

(4)借入利率

無利息

(5)返済方法

期日一括返済

(6)借入実行日

平成24年7月4日

(7)返済期限

平成25年8月31日

(8)担保提供資産の有無

無し

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月13日

株式会社コネクホールディングス
取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 公認会計士 田中 隆之 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 重富 公博 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コネクホールディングス及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において353,913千円、当第3四半期連結累計期間において120,371千円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスも継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。